

平成31年度千葉県食品衛生監視指導計画（案）に対する意見と県の考え方について

番号	ページ	項目名	意見内容	県の考え方
1	1	第1「基本方針」	<p>高齢者や一人暮らし世帯の増加などを背景に加工食品や中食等の利用増加、健康への関心の高まりによる健康食品のニーズの高まりなど、消費者の食品への考え方が多様化しています。またTPP発行により農水産物を始めとする多くの外国産の食品が市場に出回るようになったことから、輸入食品の安全性の確保にも関心が高まっています。</p> <p>食品を巡る制度変更も進む中、千葉県が食品衛生、食の安全に関する施策を充実し、県民の期待に応えていくことを期待致します。</p>	<p>本計画（案）の作成に当たっては、県内の食品流通実態や食品衛生法違反事例の発生状況等を踏まえ、効果的な監視指導方法を検討しています。</p> <p>輸入食品の検査等については、本計画の重点監視指導事項と定め、対策の強化を図っており、今後も重点的に監視指導を実施していきます。</p> <p>また、県民の食品の安全・安心を確保するため、食品衛生法の改正を踏まえ、今後も施策・体制の充実強化を図るとともに、関連部署と連携して、対応していきます。</p>
2	3	第3の2「重点監視指導事項」の（1）	<p>カンピロバクター発生予防に向けて、鶏肉の生または加熱不十分な状態での喫食のリスクに関する食品事業者への指導や、消費者への普及啓発を図るよう要望致します。</p>	<p>食中毒予防対策については、今般の食中毒発生状況を踏まえ、カンピロバクター等による食中毒の発生予防対策について、今後も重点的に監視指導を実施していきます。</p> <p>また、各種講習会、食中毒予防啓発活動等を通じ、関係団体等と連携しながら食品等事業者及び消費者に対して正しい知識の普及に努めていきます。</p>
3	4	第3の2「重点監視指導事項」の（2）	<p>2015年4月に食品表示法が施行されました。2020年の完全施行（原料原産地は22年）に向けて、事業者の正しい理解の推進とあわせ、食品を選択する際の重要な指標として活用できるように消費者への広報・啓発の取り組みを要望いたします。</p>	<p>食品表示については、消費者が食品を選択する際の重要な情報源であると考えていることから、本計画の重点監視指導事項と定め、食品衛生法及び食品表示法に基づき、今後も表示の適正化に向けた指導を行っていきます。</p> <p>また、加工食品及び添加物に係る食品表示基準の経過措置期間が2020年3月31日に終了することを踏まえ、各種講習会や広報紙を通じて、引き続き、食品等事業者及び一般の方に広く啓発していきます。</p>

番号	ページ	項目名	意見内容	県の考え方
4	5	第3の2 「重点監視指導事項」の (3)	千葉県が推進しているジビエの供給促進に向けて、処理加工の過程や流通段階における衛生管理を監視する体制の整備、放射能などの安全性の点検を要望いたします。最近では消費者の身近な食品になってきたこともあり、様々な機会に情報を提供していただくよう要望いたします。	野生鳥獣肉の衛生管理については、本計画の重点監視指導事項と定め対策の強化を図っており、今後も「千葉県野生鳥獣肉に係る衛生管理ガイドライン」に基づき、捕獲から販売までの食品供給行程（フードチェーン）を通じた衛生管理体制について、監視指導を実施していきます。 また、野生鳥獣肉における放射性物質の検査については、県の出荷・検査方針等に基づき関係部局と連携して実施しており、引き続き野生鳥獣肉の安全・安心の確保を図っていきます。
5	7	第3の2 「重点監視指導事項」の (6)	TPP発効により、食品等の輸入は今後も増加が見込まれます。県の試験検査においても、輸入食品等への対応を一層強化していただくよう要望いたします。また、違反食品の情報が消費者にも共有されるよう、情報提供を求めます。	輸入食品については、本計画の重点監視指導事項と定め、県内に流通する輸入食品について、残留農薬、動物用医薬品、組換え遺伝子等の検査を実施します。 また、厚生労働省検疫所等の関係機関と連携し、違反食品の排除に努めるとともに、違反事例や行政処分事例については、内容等を適宜公表することとしております。
6	9	第4の3 「連携体制の確保」(1) (2) (3)	食品の流通・加工の技術進展により、広域的な事案の発生が予想されます。都道府県等の関係者による横断的な情報共有を迅速にはかれるよう食中毒調査支援システム（NESFD）の積極的な活用と県民への迅速な注意喚起、情報提供を求めます。	広域的な違反や食中毒の発生時には、他の都道府県等や国等と連携し、迅速かつ的確な対策の強化を図っており、今後も、NESFDや広域連携協議会の活用等により、より迅速な情報共有等に努めていきます。 また、食中毒発生状況等の情報を速やかに公表するとともに、関係部局と連携することで、消費者及び食品等事業者へのより一層の注意喚起に努めます。

番号	ページ	項目名	意見内容	県の考え方
7	13	第6「食品等の収去検査等に関する事項」	食品に含まれる放射性物質検査が子どもの食生活に関する品目を重視して実施され、結果と計画が月次で公表されていることは消費者の安心につながります。風評被害の防止につながるよう、引き続き検査の継続と結果の迅速な公表を要望致します。検体数や検査方法などの計画が変更される場合には、必要に応じて説明をしていただくよう求めます。	<p>これまで、県内に流通する食品の放射性物質検査を継続して実施してきたところであり、検査結果は随時、ホームページで公表してきたところです。</p> <p>平成31年度は、県内に流通する食品について420検体の検査を実施する予定であり、引き続き、食品の安全安心に関する情報の提供に努めていきます。</p>
8	15	第9「県民等への情報提供及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の実施に関する事項」	食品衛生・食の安全施策を進めていくためには、事業者はもとより県民・消費者との連携が欠かせないと考えます。そのためにリスクコミュニケーションの機会を増やしていくことやそのあり方を検討していただくよう要望いたします。マスコミなども活用して食の安全に関する情報が広く消費者の目に触れる取り組みを要望致します。	<p>関係者が共通した認識のもと、連携して食の安全・安心に係る施策を推進していくために、適切かつ効果的なリスクコミュニケーションを行うことは非常に重要です。そのため、県では千葉県食品等安全・安心協議会からの意見を踏まえ、引き続き、効果的なリスクコミュニケーションを行っていきます。</p> <p>また、食品等の安全性の確保に関する情報については、県ホームページへの掲載や報道機関への資料提供、広報誌への掲載等により情報発信しているところですが、今後も、広報媒体や方法を検討し、広く県民に周知することができるよう努めていきます。</p>
9	17	第10「食中毒等健康危害発生時の対応に関する事項」	いわゆる「健康食品」による健康被害が発生しています。利用にあたっての正しい知識や利用上の注意点など、消費者への啓発・情報提供について、一層の充実強化を図るようお願いします。また、医療機関と連携した迅速な被害情報の収集、消費者・事業者への迅速な情報公開を要望いたします。合わせて、子ども向けサプリメントの表示等の監視や病人等のリスクの高い消費者への注意喚起も行っていただくよう要望します。	<p>いわゆる健康食品については、関係通知に基づき監視指導を実施するとともに、健康被害が発生した場合には被害が全国に及ぶ恐れがあるため、関係部局と連携して対策を講じ、調査の状況等の国への速やかな報告を実施します。</p> <p>また、いわゆる健康食品を含め、食に関する正しい知識や新しい情報等については、各種講習会や広報誌を通じて、引き続き、食品等事業者及び一般の方に広く啓発していきます。</p>

番号	ページ	項目名	意見内容	県の考え方
10	18	第11「食品等事業者の自主的な衛生管理の推進に関する事項」	<p>食品衛生規制等の見直しに伴い、全ての食品事業者に対しHACCPによる衛生管理の実施が求められます。千葉県ではすでに講習会を開催するなど普及推進を進めていますが、引き続き事業者の実情や扱う食品の特性等を踏まえ、丁寧な支援と実現可能な方法で円滑に導入されるよう進めていただくことを要望いたします。また、導入の進捗状況の情報提供や支援にむけた体制強化の具体策などを示していただくよう要望します。合わせて、HACCP導入が食品衛生のレベルアップに貢献するものであることが広く消費者へ周知されるよう、広報による情報提供や説明会・学習会等の開催等、積極的なリスクコミュニケーションを要望いたします。</p>	<p>食品衛生法改正に伴うHACCPの制度化を踏まえ、導入の意義及び具体的な導入方法について研修会等を開催し、食品等事業者の規模や業種等に応じたHACCPの導入、普及をより一層推進していくとともに、関係機関において、今後の普及推進のあり方について検討していきます。</p> <p>さらに、HACCPの普及に当たっては、県民の理解を深めることも重要であると考えことから、広報誌等によるリスクコミュニケーションを通じて消費者に広く周知していきます。</p>